第

6 6 3 5

묽



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年

 $3_{
m lack}$

8日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 令和2年の確定申告・納付期限

Q:令和2年の確定申告と納付の期限が延 長になったそうですが、どのようになったの ですか?

A:次のようになりました。

【解説】

先ごろ、国税庁から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分の所得税の確定申告期間(令和3年2月16日から3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑会費の徹底を図る観点から、申告所得税及び復興特別所得税、贈与税及び個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限を、全国一律令和3年4月15日まで延長するとの発表がありました。

これに伴って、申告所得税及び個人事業者 の消費税の振替納税の振替日も次のとおり延 長されることとされました。

【申告期限・納付期限】

- ①申告所得税
- 令和3年3月15日→令和3年4月15日
- ②個人事業者の消費税
- 令和3年3月31日→令和3年4月15日
- ③贈与税

令和3年3月15日→令和3年4月15日

【振替日】

- ①申告所得税
 - 令和3年4月19日→令和3年5月31日
- ②個人事業者の消費税
 - 令和3年4月23日→令和3年5月24日

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







